

北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務委託仕様書

1. 件名：北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務
2. 履行期間：契約締結日～令和9年3月12日
3. 履行場所：北中城村荻道・大城地区または業務履行上必要と認められる場所

総 則

第1条（適用）

本仕様書は、北中城村教育委員会（以下、「甲」という。）が実施する「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン策定業務」（以下、「本業務」という。）に適用する。

第2条（目的）

北中城村歴史的風致維持向上計画（令和8年5月認定）に基づき、重点区域における歴史まちづくりの将来像を、行政と住民等との協働により描き、具体的な実施事業と計画期間を定めるため、基本構想及びアクションプランを策定する。

第3条（業務範囲）

業務範囲は、北中城村歴史的風致維持向上計画（令和8年5月認定）において設定された重点区域（荻道・大城地区）を主体とする。

第4条（業務実施計画）

受託者（以下、「乙」という。）は、本業務の遂行にあたり、下記の書類を甲に提出し承認を得るものとする。また、内容に変更が生じた場合も同様とする。

- （1）業務計画書
- （2）工程表
- （3）着手届
- （4）業務実施体制表
- （5）管理技術者届及び管理技術者経歴書
- （6）担当者名簿及び業務経歴書（資格証明証等を含む）
- （7）完了届
- （8）その他、甲が指示する書類等

第5条（実施体制）

乙は、本業務の実施にあたり管理技術者を定め、業務全般にわたり技術的管理を行わなければならない。また、管理技術者は、技術士（建設部門 都市及び地方計画）もしくはRCCM（都市計画及び地方計画）の資格を有するものまたはこれと同等の能力と経験を有する技術者とする。

第6条（損害賠償）

乙は、業務遂行中に生じた事故等に対して一切の責任を負い、内容、状況を報告し、甲の指示に従うものとする。

第7条（疑義）

本仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、対応を決定する。

第8条（資料の貸与）

甲は、本業務を実施するために必要な図書を乙に貸与するものとする。乙は、業務完了後、速やかに貸与された図書等を返却しなければならない。

なお、貸与された図書等の破損・紛失等があった場合は、乙が責任を負うものとする。

第9条（報告義務）

甲は乙に業務の進捗状況について、説明、報告を求めることができるものとする。

第10条（秘密の保持）

乙は、本業務の遂行上知り得た一切の事項について、これを第三者に漏洩してはならない。

第11条（検査）

乙は、本業務完了後、成果品及び関係資料を提出し、管理技術者立会いの上、完了検査を受けるものとし、甲から仕様書の定めに適合しないものとして修正の指示があった場合は、速やかに対応しなければならない。

第12条（瑕疵）

乙は、業務完了後に成果品の瑕疵が発見された場合、乙の負担において修正するものとする。

第13条（成果品の帰属）

本業務の成果品はすべて甲の帰属とし、乙は甲の承認を受けずに第三者に公表又は貸与してはならない。

第14条（業務内容）

1. 委員会等の実施支援

下記の委員会等について、会議の開催支援（資料作成、議事概要の作成）を行うものとする。

- ・「基本構想・アクションプラン庁舎内検討会議」（開催回数4回）
- ・「北中城村歴史的風致維持向上計画推進協議会」（開催回数2回）

2. 住民ワークショップの開催支援

北中城村歴史的風致維持向上計画における重点区域（荻道・大城地区）の住民を

対象としたワークショップの開催支援（両地区合同で3回開催）

3. 打合せ協議

打ち合わせ協議は、業務期間中必要に応じて適宜実施するものとする（全5回）。また、適正な業務の遂行を図るため、甲の監督員と常に密接な連絡を取り、その都度甲の監督員の指示する様式にて打ち合わせ記録簿を作成し、相互に確認するものとする。なお、重要案件については、甲の承諾を得るものとする。

第15条（成果品の作成）

1. 前条1, 2を踏まえ、下記の項目案をもとに成果品を作成する（基本構想並びにアクションプランの合冊）。成果品のイメージ（先行事例資料）は、甲が別途示すものとする。
2. 基本構想・アクションプランの項目構成案（協議調整により変更の可能性あり）

○基本構想編項目構成案

チャプター	タイトル	想定ページ数
1	北中城村歴史的風致維持向上計画（上位計画）について ・北中城村歴史的風致維持向上計画の目的 ・北中城村歴史的風致維持向上計画における重点区域の設定 ・北中城村歴史的風致維持向上計画における歴史まちづくりの方針	1～2ページ 以内
2	基本構想の概要 ・基本構想の対象範囲 ・基本構想の目的 ・基本構想の位置付け ・基本構想の期間 ・上位計画との関連	1～2ページ 以内
3	地域の歴史 ・歴史概略 ・伝統的な活動・営みの概要	2ページ 以内
4	地域の現状 ・「暮らし」に関する現状 ・「活動・営み」に関する現状 ・「地域資源の価値」に関する現状 ・「地域のブランディング」に関する現状 ・「地域の土地利用」に関する現状	5ページ 以内
5	目指す将来像 ・目指す将来像 ・将来像の実現に向けたタスク	1～2ページ 以内
6	将来像を実現するための対応方針 ・「暮らし環境」の充実への対応 ・「活動・営みの活性化と持続性の担保」への対応 ・「地域資源の価値向上」への対応 ・「地域ブランディング」への対応 ・「地域特性を踏まえた土地利用のあり方」への対応	2ページ 以内
7	歴史まちづくり計画全体構想図（平面図＋パース）	2ページ 以内
8	重点区域の「歴史・暮らし」に関する現状と将来像（平面図＋パース）	2ページ 以内
9	重点区域の「賑わい・交流」の現状と将来像（平面図＋パース）	2ページ 以内
10	重点区域の「聖域一帯」の現状と将来像（平面図＋パース）	3ページ 以内
11	本構想の推進スケジュール	1ページ 以内

○アクションプラン編項目構成案

チャプター	タイトル	想定ページ数
1	アクションプランについて	1ページ 以内
2	実施に向けて 基本構想から導きだされた課題の整理 各主体に求められる役割 実施に向けた戦略	4ページ 以内
3	具体的な事業・取り組み	15ページ 以内
4	推進体制	2ページ 以内
5	情報発信について 地域ブランディングのための情報発信戦略 北中城村歴史まちポータルサイトの構築	2ページ 以内
6	巻末資料 各種団体一覧、取り組みに向けた課題の特性分類、取り組みの手順、活用できる補助金等、本プランの策定経過、法定協議会名簿、関係機関等	5ページ 以内

3. 納入成果品

- ・「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン」及び議事概要、協議録等記録類（A4版ドッチファイル綴り。正本1部、副本2部）
- ・「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン」（紙媒体印刷製本・100部）
- ・「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン」概要版
（紙媒体印刷製本・100部）
- ・「北中城村歴史まちづくり重点区域基本構想・アクションプラン」PDFデータ及び上記の記録類一式を格納したCD-R（正本1枚、副本2枚）